新冠町における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

１　目的

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達法」という。）第９条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

２　適用範囲

　　本方針は、町の全ての機関が発注する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

３　調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等とは、次に掲げる施設等であって、その所在地が新冠町内にあり、かつ、物品等の調達が可能な施設等とする。

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等

ア　障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

イ　地域活動支援センター

ウ　生活介護事業所

エ　就労移行支援事業所

オ　就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）

（２）障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

（３）国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行例（平成２５年政令第２２号）に基づく事業所

　　ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

　　イ　次に掲げる要件を全て満たす重度障害者多数雇用事業所

　　　　（ア）障害者の雇用数が５人以上

　　　　（イ）障害者の割合が従業員の２０％以上

　　　　（ウ）雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が３０％以上

（４）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

　　ア　自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ　在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

４　調達の対象品目

　　　調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

　（１）物品

　　　 ①　食品類（日高昆布製品、弁当、オードブル、餅、パン、和・洋菓子類、

焼き菓子等の贈答品）

　　　 ②　日用品（各種木工製品等）

③　農作物類（野菜加工品）

④その他障害者就労施設等が提供可能な物品

　（２）役務

①　清掃・施設管理（屋内清掃作業、屋外草刈り）

　　　②　リサイクル作業（空き缶回収・選別）

　　　③　その他障害者就労施設等が提供可能な役務

５　調達の推進に関する基本的な考え方

　（１）全庁的な取組の推進

　　　 障害者優先調達推進方の趣旨を理解し、障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進について、できる限り幅広い分野から調達するよう努めるものとする。

　　　　さらに、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意するものとする。

　（２）他の施策等との調整

　　　　調達を円滑に進めることができるよう障害者就労施設等から提供可能な物品等については、国や本町における他の施策との調和を図るものとする。

６　調達に当たっての留意事項

　（１）随意契約の活用等

　 　　　障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするなど、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）、新冠町財務規則（昭和４２年１月２３日規則第１号）など 関係規定に従い、随意契約を活用した優先的な調達を行うものとする。

　 （２）調達に際しての配慮等

　 　　　物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。

　（３）物品等に関する情報提供

　 　　　本町における障害者福祉施策担当窓口においては、障害者就労施設等の名称、所在地、提供可能な物品等の情報を収集・更新するとともに、リスト化して各課等へ周知するものとする。

７　調達方針及び調達実績の公表

（１）本方針を策定し、又は見直しをしたときは、本町ホームページ等により公表する。

　 （２）調達実績については、当該年度の終了後概要を取りまとめ、毎年６月末までに本町ホームページ等により公表する。

　８　調達の目標

　　 　町全体での障害者就労施設等からの物品等の調達目標額は、前年度の実績を上回ることを目標とする。

９　その他

　 （１）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うこととする。

　（２）この方針に関する担当窓口は、保健福祉課保健福祉グループ福祉係とする。

　（３）この方針に定めるもののほか、この方針の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

（附則）

　この方針は、平成２９年４月１日から施行する。